

建設企業常任委員会次第

令和元年6月24日（月）10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者 …………… 宮脇 副市長

3 都市局、水道局関係

(1) 委員及び市理事者自己紹介

- ① 委員 ② 理事（技術担当） ③ 都市局
- ④ 公営企業管理者 ⑤ 水道局

(2) 議 事

① 所管事務報告

ア 都市局 イ 水道局

…………… 令和元年度 所管事務報告書参照

② 付託された議案の審査

議案（3件）

議案第9号 明石市墓園条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 門田 緑化公園課長

議案第11号 明石市下水道条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 高岸 下水道室長兼業務担当課長

議案第12号 明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 溜池 業務担当課長

③ 報告事項（1件）

ア 駐車場施設の次期指定管理者候補者の選定について

※ 資料参照 …………… 橋本 交通安全課長

④ その他

4 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 都市計画について
- (2) 都市基盤整備について
- (3) 交通安全について
- (4) 住宅及び建築・開発行為について
- (5) 公共施設の建築及び修繕について
- (6) 上下水道について

5 閉 会

以 上

議案第9号関連資料
明石市墓園条例の一部改正について

1 改正の目的

消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、合葬式墓地の使用料を次のとおり改正します。

施設	単位	改正	現行
合葬室	1体につき	55,000円	54,000円
個別安置室	1体、10年につき	55,000円	54,000円
記名板	1枚につき	33,000円	32,400円

3 根拠法令等**(1) 法令名**

- ア 消費税法（昭和63年法律第108号）
- イ 地方税法（昭和25年法律第226号）

(2) 根拠法令の動向・内容等

- ア 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。令和元年10月1日施行）による一部改正
- イ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。令和元年10月1日）による一部改正

4 施行期日

令和元年10月1日

5 経過措置

この条例による改正後の明石市墓園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

議案第11号 関連資料

明石市下水道条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の目的

消費税法及び地方消費税法に定める税率（以下「消費税率」という。）の改定に対応できるよう、下水道使用料等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

今後の消費税率の改定への迅速な対応及び事務の効率化を図るため、消費税率にリンクする形の規定とします。

（1）下水道使用料の規定の改正（第13条関係）

（現行）基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額

（改正）基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額（合計額に消費税率を乗じて得た額）を加えた額

（2）公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に設ける電線等の占用料の改正（第22条関係）

下水道使用料の規定と同様の改正を行います。

3 施行期日

公布の日

4 他都市の状況

兵庫県下30市町のうち、15市町が消費税率にリンクする形で規定しており、高砂市など5市が同様の規定の仕方に改正予定です。

建設企業常任委員会資料
2019年（令和元年）6月24日
水道局

議案第12号 関連資料 明石市水道条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の目的

消費税法及び地方消費税法に定める税率（以下「消費税率」という。）の改定に対応できるよう、水道料金等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、水道法の一部改正により創設される事務等に係る手数料を新設するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 消費税相当額の規定の仕方の改正

今後の消費税率の改定への迅速な対応及び事務の効率化を図るため、消費税率にリンクする形の規定とします。

ア 水道料金の規定の改正（第23条関係）

（現行）基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額

（改正）基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額（合計額に消費税率を乗じて得た額）を加えた額

イ 分担金の規定の改正（第40条関係）

水道料金の規定と同様の改正を行います。

(2) 手数料の新設

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、給水装置工事事業者の指定の有効期間が定められ、5年ごとの更新制度が導入されることに伴い、指定更新審査及び新規指定審査に係る手数料を新設します。

新規指定審査手数料及び指定更新審査手数料ともに、1件 15,000円

(3) その他所要の整備

引用法令の条項移動に伴う規定の整備のほか、所要の整備を図ります。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)及び(3)の一部は令和元年10月1日。

4 他都市の状況

(1) 消費税相当額の規定の仕方について

兵庫県下30市町のうち、15市町が消費税率にリンクする形で規定しており、高砂市など5市が同様の規定の仕方に改正予定です。

(2) 手数料の新設について

神戸市、姫路市及び加古川市においては、新規指定審査手数料及び指定更新審査手数料ともに1件15,000円で設定予定です。

駐車場施設の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

2020年(令和2年)3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石駅前立体駐車場について、指定管理者による管理運営を継続するため、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものです。

(1) 対象施設

明石駅前立体駐車場（収容台数 348 台）

(2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、民間企業のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

(3) 公募における施設単位

施設の一括管理とする。

(4) 指定期間

5年間とする。ただし、期間途中で施設の民営化等が決定した場合には、指定期間を短縮する可能性があることを示して公募する。

※当施設は明石市公共施設配置適正化実行計画(平成29年3月策定)に基づき、民営化する方向で検討を進めているところである。

(5) 報奨金・違約金制度

施設の利用料収入の増減に応じて指定管理料を増減させることで、指定管理者の自立的な経営努力と新たな提案による利用料収入の増大を図るため、引き続き報奨金・違約金制度を採用する。

2 選定スケジュール

時 期	内 容
令和元年6月	第1回選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
令和元年7月～8月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
令和元年9月～10月	第2回選定委員会（指定管理者候補者の書類審査） 第3回選定委員会（指定管理者候補者の面接審査・選定）
令和元年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和元年12月	指定議案の提出（令和元年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和2年1月～3月	事務引継ぎ（現・指定管理者⇒次期・指定管理者） 基本協定の締結
令和2年4月1日	年度協定（令和2年度）の締結 次期・指定管理者による管理運営業務の開始